

暴力防止プログラム

対象

特別遵守事項によって受講を義務付けられる者

- ① 保護観察に付される理由となった犯罪事実中に暴力犯罪が含まれ、かつ暴力犯罪の前歴を有する仮釈放者、保護観察付執行猶予者、保護観察処分少年及び少年院仮退院者
 - ② 今回の刑事施設への収容中に執行された刑のうち、暴力犯罪により言い渡されたものが複数ある仮釈放者又は保護観察付一部猶予者
- 保護観察付全部猶予者及び保護観察処分少年について、プログラム受講を特別遵守事項に定めることが相当である旨の裁判所の意見が示された者
- 保護観察処分少年及び少年院仮退院者について、18歳以上の者のうち、必要性が認められる者

暴力犯罪とは

殺人・傷害・傷害致死・暴行・逮捕又は監禁・逮捕又は監禁致死傷・強盗・強盗致死傷・暴力行為等処罰ニ関スル法律違反（うち暴行・傷害のみ）・組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律違反（うち殺人・逮捕・監禁のみ）

プログラムの内容

- ワークブックを用いて、自己の暴力について分析させ、怒りや暴力につながりやすい考え方の変容や暴力の防止に必要な知識の習得を促し、再び暴力を起こしそうな危機場面での対処法、対人関係の技術、暴力につながらない生活態度を習得させる。
- 対処方法は、身体の状態の変化を体験させたり、対人スキルの練習、ロールプレイなどを通じて体験的に習得させる。
- 保護観察官が個別処遇又は集団処遇によりおおむね2週間に1回実施し、受講者とともに個別具体的な再発防止計画を作成する。

ワークブックの課題内容

課程	学習内容
導入	暴力防止プログラムの受講に当たって
	プログラムの目的及び概要について説明し、事件や当時の生活を振り返らせ、受講の動機付けを高める。
1	暴力をふるうということ
	行動のコントロールによって暴力を止められること、暴力の被害者のこと、暴力の責任などを学ばせる。
2	暴力につながりやすい考え方や問題
	暴力に陥りやすい考え方があることを理解させ、暴力につながりにくい考え方への変化を促す。
3	私にとっての危険信号
	暴力を振るいそうな場面、身体の状態などを把握させ、危機場面での具体的な対処方法を習得させる。
4	暴力をふるわないための取組
	良好な対人関係のために必要な話し方や態度、ストレスへの取組等、普段からできる取組を習得させる。
5	二度と暴力をふるわないために
	対処方法を整理し、二度と暴力をふるわないための具体的な再発防止計画を立てさせる。

DV・飲酒の問題に 応じ教育内容を追加

パートナーと
の関係

飲酒の問題

保護観察開始

保護観察終了